ロ　認定に係る船舶又は物件に異常が生じた場合に事業場において警報を発することができる設備

ハ　第三十二条に規定する船舶の航行に資する情報その他の認定に係る遠隔支援業務に関する情報（当該業務に係る船舶自動化設備特殊規則第十二条に規定する遠隔支援業務用設備等において保存されるものを除く。）を前回の定期検査から次回の定期検査までの間保存することができる設備

三　次に掲げる人員を有すること。

イ　認定に係る遠隔支援業務を適正に行うことができる人員

ロ　認定に係る遠隔支援業務に関し必要な知識、経験及び技量を有すると認められる者であつて、当該認定に係る遠隔支援業務を行う人員を直接監督するもの

四　認定に係る遠隔支援業務を実施する組織が当該業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。

五　認定に係る遠隔支援業務に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。

イ　作業の実施方法

ロ　設備に関する管理

ハ　外注に関する管理

六　次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

イ　運用規程

ロ　認定に係る遠隔支援業務に必要な資料

ハ　認定に係る遠隔支援業務に関する記録

七　当該事業場における認定に係る遠隔監視設備等又はこれらに類するものの運用の実績が十分であること。

八　事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行つていること。

2　第三十九条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。

（認定書の交付）

第三十六条　国土交通大臣は、認定をしたときは、遠隔支援事業場認定書（第十二号様式）を交付する。　（新設）

（認定の有効期間）

第三十七条　認定の有効期間は、五年以内とする。　（新設）

（運用規程の供与等）

第三十八条　運用規程の認可を受けた者は、当該運用規程に係る認定を受けた者に対し、認可を受けた運用規程である旨及び氏名又は名称を記載した運用規程を供与しなければならない。　（新設）

2　運用規程の認可を受けた者は、第三十条の規定による変更の認可を受けたときは、直ちに前項の規定により供与した運用規程を改訂しなければならない。

3　第一項の規定により運用規程の供与を受けた者は、当該運用規程（第三十条の規定による変更の認可を受けて当該運用規程が変更されたときは、当該変更後の運用規程）を認定に係る事業場に備えておかなければならない。

（認定の失効及び取消し）

第三十九条　認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定はその効力を失う。　（新設）

一　死亡し、又は解散したとき。

二　認定に係る事業を廃止したとき。